

○防衛省告示第三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和三年十二月二十四日次のとおり決定された。

令和四年一月四日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地…約八、〇〇〇平方メートル
	訓練場		民有	土地…約二四四、〇〇〇平方メートル 水域…約二、七四六、〇〇〇平方メートル

ル

陸上自衛隊が訓練用地として共同使用する。

使用期間…令和四年一月十三日から同月二十一日までの間及び同年二月二十六日から同年三月六日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇三七 嘉手納飛行場 沖繩市 国有 建物…約八、二〇〇平方メートル

国有 工作物…門等

家族住宅等として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

伊勢湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三四度四三分〇六秒、東経一三六度四一分〇〇秒
- 2 北緯三四度三八分四八秒、東経一三六度四六分一二秒
- 3 北緯三四度三六分四二秒、東経一三六度四三分三六秒
- 4 北緯三四度四〇分五四秒、東経一三六度三十八分二四秒

二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和四年二月一日から同月十日

までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。